

かごしま中小企業DX推進事業費補助金 申請に係るQ & A

< 目 次 >

補助対象者について	1
補助対象経費について	2
I Tベンダー・認定経営革新等支援機関について . . .	3
申請手続きについて	5
その他	6

かごしま中小企業DX推進事業事務局

1 補助対象者について

番号	質問	回答
1	中小企業支援法第2条第1項における会社とは、どのような法人が該当するか。	会社法上の会社を指すものとします。 また会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態を取っていると認められる法人は、会社の範囲に含むものとします。
2	ITベンダーは補助事業者として応募が可能か。	ITベンダーであっても補助金の応募が可能です。ただし、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。
3	医療法人や社会福祉法人は対象となるか。	対象となりません。
4	対象となる法人の要件は、具体的にどのようなものか。	表1に示すとおりです。
5	本社が県外であり、事業所等が鹿児島にある場合は対象となるか。	事業所等を鹿児島に有している場合は、対象となります。
6	開業したばかりの法人は補助対象となるか。	申請時に以下書類を追加で提出いただければ、申請は可能です。 個人事業主の場合：開業届の写し・月次試算表 法人の場合：月次試算表

表1 中小企業の要件

	両方又はいずれかを満たす会社及び個人	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (卸売業、サービス業、小売業を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下

2 補助対象経費について

番号	質問	回答
1	補助金の交付決定前に支払った経費は補助対象になりますか。	補助対象となる経費は、補助金交付決定日から令和8年2月27日までに支払いを行ったものに限ります。交付決定前や令和8年2月28日以降に支払われた経費は補助対象になりません。
2	パソコンやタブレット端末等の機器は補助対象経費となりますか。	パソコン・タブレット端末・スマートフォン等の汎用性の高い機器は、対象事業の用途に限り使用し、他の用途での使用（目的外使用）が無いと整理できる場合にのみ対象となります。
3	コンサルタント料は補助対象経費となりますか。	D Xの推進に向けた専門家の技術指導や助言等のコンサルタント料は補助対象経費となりますが、本事業の申請書を作成するために支払われるコンサルタント料は対象外となります。
4	研修費は補助対象経費となりますか。	自社のD X人材育成に必要な講座受講料・直接人件費（研修派遣中の基本給相当額）・旅費については対象となります。
5	機械装置等のリースは補助対象経費となりますか。	リース費用は、交付決定後に契約したことが確認できるもので、令和8年2月27日までに支払いが完了することを条件に、最大2年分の費用を補助対象経費とします。
6	機械購入の場合、全額対象経費となりますか。	全額が補助対象経費となります。 ただし、単なる機械装置等の導入は認められず、ソフトウェア、クラウドサービス等と連携し、データの収集や利活用を行うなど、デジタル技術を活用し、D Xの推進に必要とされるものに限ります。
7	ソフトウェアや機械の設備更新は補助対象経費となりますか。	単なる更新は対象となりません。 D Xの推進に向けた取組として、必要不可欠な設備の更新として認められる場合は対象となります。
8	クラウドサービス利用料は、どこまでが補助対象経費となりますか。	交付決定後に契約したことが確認できるもので、令和8年2月27日までに支払いが完了することを条件に、最大2年分の費用を補助対象経費とします。
9	振込手数料等の手数料は補助対象経費となりますか。	振込手数料、代引手数料は補助対象となりません。
10	E Cサイトの構築やリニューアルは補助対象経費となりますか。	サービスやビジネスモデルの変革につながると認められる場合は対象となります。

11	社内システムの開発を複数のＩＴベンダーに発注した場合、個々の開発経費は全て補助対象経費となりますか。	交付要綱別表に示す範囲内であれば、全て補助対象となります。
12	親会社の機器やシステムを導入する場合、原価ではなく通常の経費を計上してもよいか。	自社製品の調達に係る経費の対応と同様で、原価をもって補助対象経費としてください。原価での調達が困難である場合は、見積価格が適正な価格であるとわかる合理的な説明をもって、補助対象と認める場合があります。
13	既存システムへの機能追加の費用は補助対象経費となるか。	システム等の改良に要する経費であれば、対象となります。
14	離島に機器を納品する際の輸送費は補助対象となるか。	機器が補助対象となる場合は、据付にかかる費用として補助対象となります。

3 ＩＴベンダー・認定経営革新等支援機関について

番号	質問	回答
1	ＩＴベンダーとは、どのような事業者のことを指すか。	本事業では、日本標準産業分類において、「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」に該当する事業者を、ＩＴベンダーとしています。
2	ＩＴベンダーや認定経営革新等支援機関の指定はあるか。	ＩＴベンダー企業や認定経営革新等支援機関の指定はございません。
3	ＩＴベンダーや認定経営革新等支援機関は県外の事業者でも良いのか。	ＩＴベンダーや認定経営革新等支援機関の所在は、県外であっても問題ございません。

4	複数のＩＴベンダーに発注を行う場合、事業計画書はどのように記入すればよいか。	事業計画書は、代表となるＩＴベンダー又は認定経営革新等支援機関を決めて作成してください。また、各ＩＴベンダーの担当職務を明確にするほか、個別に見積りを徴し、重複した内容とならないよう注意してください。
5	個人事業主は、ＩＴベンダーとして認められるか。	個人事業主もＩＴベンダーと認めます。
6	親会社がＩＴベンダーの場合、親会社が事業計画書を作成する支援機関となってもよいか。	親会社であるＩＴベンダーが支援機関となることは可能です。ただし、親会社が自社の利益を得るための事業計画としていないことがわかる、合理的な説明を求めることがあります。
7	ＩＴベンダーが自社単独で事業計画を策定し、自社をＩＴベンダーとして事業計画書に記載してもよいか。	ＩＴベンダーが補助事業を申請する場合も、事業計画書には自社以外のＩＴベンダー又は認定経営革新等支援機関を記載するようにしてください。
8	ＩＴベンダーが、販売代理店を介して商品を販売する場合、事業者と共同で事業計画書を作成してよいか。	問題ありません。

4 申請手続きについて

番号	質問	回答
1	申請書はどこで手に入るのでしょうか。	ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は事務局までお問い合わせください。（事務局電話：099-208-0245）
2	申請先（郵送先）を教えてください。	申請書の郵送先は以下のとおりです。 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 かごしま中小企業DX推進事業事務局 行
3	「県税の未納がないことの証明書」はどこで発行できますか。	発行窓口については鹿児島県の公式ホームページからご確認ください。 【県ホームページ】 https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashikankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html 〈ホーム〉分類から探す〉くらし・環境〉税金〉申請の手続き案内〉県税の納税証明書〉
4	産業分類の中分類のコードは何を入力すればいいですか。	総務省の日本標準産業分類を参考にしてください。 【日本標準産業分類ホームページ】 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm
5	他の補助金との併用はできますか。	本事業での併用はできません。
6	交付決定を受けた事業を中止した場合の手続きを教えてください。	中止（廃止）承認申請書を提出する必要があります。
7	取得財産処分時の承認申請は事業終了後5年間に過ぎても必要か。	補助金交付要綱第21条第2項及び第4項に定めるとおりです。
8	過去に「かごしま中小企業DX推進事業費補助金」を活用したことがあるが、再度の申請は可能か。	過去に当補助金を活用された企業においても、前回申請時と同一事業でなければ、申請可能です。

5 その他

番号	質問	回答
1	提出書類に個人事業主の場合は「身分証明書（顔写真付）等」とありますが、運転免許証・マイナンバーカード等どれを提出すればいいですか。	運転免許証など、顔写真付きの身分証明書（写し）を1部提出してください。 なお、運転免許証やマイナンバーカードは、表面・裏面とも提出ください。 ※マイナンバー（個人番号）の記載がある場合は、黒塗りにして読み取れないようにしてください。
2	提出書類に見積書等（補助対象の経費の積算が確認できる書類）とありますが、押印は必要ですか。それとも写しでいいですか。	見積書等には押印は不要で、写しでも可能です。ただし、交付決定後は支出した確認資料として、領収書の保管は必要となります。
3	見積書は相見積もりが必要か。	相見積もりの必要はございません。
4	交付決定はどのような手段で通知されますか。また申請後どの程度の期間で通知されますか。	交付決定通知書、もしくは不交付決定通知書は郵送で通知します。通知書の発送については、締切り日のおよそ1ヶ月後を予定しています。